様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	○知事　◉市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	町田市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 独自利用事務の対象者	高校生等を養育する者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年9月30日
8. 保護評価の実施の有無	1:有
9. 評価書番号	25
10. 保護評価書の名称	町田市　高校生等医療費助成事務　基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/koukai/mynumber/pia.html
12. 委任関係	

執行機関名　町田市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	町田市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年9月町田市条例第34号)による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づ		町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例別表第1　第11の項

き定める条例の名称及び①の該当部分		町田市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年9月町田市条例第34号）による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第一条	町田市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年9月町田市条例第34号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項 に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、（児童を養育している者）に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う（児童の健やかな成長）に資することを目的とする。	この条例は、（高校生等を養育している者）に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、（高校生等の保健の向上と健全な育成）を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		町田市高校生等の医療費の助成に関する条例町田市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条　　項 1 号	町田市高校生等の医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。)及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条　　項 1 号 イ	町田市高校生等の医療費の助成に関する条例第5条　町田市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則第8条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条　　項 6 号	町田市高校生等の医療費の助成に関する条例第9条第2項
②事務の内容	児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	現況の届出の受理、そのに係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条　　項 6 号 イ	町田市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則第13条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	